大阪市都島区役所国民年金及び
国民健康保険等の事務職員（会計年度任用職員）募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

窓口サービス課（保険年金担当）における次の業務に従事

・ 国民年金及び国民健康保険等にかかる各種帳票作成、データ入力事務
・ 国民年金及び国民健康保険等の資格等に関する電話、窓口対応
・ 国民年金及び国民健康保険等に関する文書発送事務
・ その他国民年金及び国民健康保険に関する事務

3 応募資格

⑴ 次のア、イの両方の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

ア パソコン（ワード・エクセル等）の基本操作ができる者

イ 地方公務員法第16条各号に該当しない者

【地方公務員法第16条（抄)】

（欠格条項）

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

⑵ 年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方（注）も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

（注）勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで最長3年)

5 勤務条件等

⑴ 勤務時間・日数

午前 9 時から午後 5 時 15 分（休憩時間 45 分）

ただし、金曜日の延長開庁に従事する場合は、午前 10 時 45 分から午後 7 時までとします。また、日曜開庁に従事する場合は、午前 9 時から午後 5 時 15 分までとします。

週 4 日 30 時間

⑵ 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）及び月曜日から金曜日のうち本市が指定する 1 日。

なお、日曜開庁に従事した場合は休日を他の勤務日と振り替えます。

⑶ 勤務場所

大阪市都島区中野町 2 丁目 16 番 20 号

大阪市都島区役所窓口サービス課（保険年金担当）

⑷ 報酬等

報酬（月額）176,436 円～ 196,620 円

※前歴等がある場合は、その経歴に応じ、上記範囲内で加算されることがあります。

※上記の他に、通勤手当、期末・勤勉手当等があります。

※上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

⑸ 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数:12日 付与期間:令和9年4月1日（任用日）～令和10年3月31日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇　・忌引休暇　・結婚休暇　・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇　・育児参加休暇　・出生サポート休暇（注 1） ・育児時間休暇　・ドナー休暇　・子の看護休暇（注 1） ・短期介護休暇（注 1）　・災害等による通勤時の出勤困難な場合　等 【無給】 ・生理休暇　・妊娠障害休暇 （注 1） 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり（別途取得要件あり）

⑹　社会保険

健康保険（共済組合)、厚生年金保険、雇用保険

⑺　服務

・ 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

⑻　その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

6　選考方法

書類選考（小論文作成）の上、面接選考を行います。

⑴　書類選考

次のテーマについて小論文を作成し、採用申込書等と併せて提出してください。

ア　テーマ

「仕事をする上で、判断に迷ったり対応に困ったりした場合、あなたはどのようにそれを解決しますか。これまでのあなたの経験を踏まえて考えを述べてください。」

イ　字数及び様式

400 字程度

※ 様式はホームページからダウンロードするか、都島区役所窓口サービス課（保険年金担当）１階８番窓口で受領してください。

※ 作成に当たっては、データ入力、手書きどちらの方法でも構いません。

※ 書類選考結果は、令和９年１月７日（木曜日）頃に応募者全員に通知します。

※ 申込後、令和９年１月８日（金曜日）午後２時までに書類選考結果の通知が届かない場合は、同日午後５時までに大阪市都島区役所窓口サービス課（保険年金担当）まで、お問い合わせください。

⑵　面接選考

書類選考に合格された方を対象に、令和９年１月 26 日（火曜日）に面接選考を実施します（受験者１名につき 15 分間程度)。

※ 場所及び時間については、書類選考結果の送付時に通知します。

※ 面接選考結果は、令和９年２月 12 日（金曜日）頃に受験者に通知します。

7 申込方法

次の書類等を持参または郵便で送付してください。なお、必ず簡易書留又は簡易書留に準ずるものでお申し込みください。

※ 次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

※ 郵便等料金不足の場合は、受付できません。

⑴ 提出書類

ア 大阪市都島区役所国民年金及び国民健康保険等の事務職員（会計年度任用職員）
採用申込書 1通

※ 過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※ 採用申込書は、本市所定の様式に限ります。

イ 小論文 1通

※「6 選考方法」をご参照ください。

ウ 申し立て書 1通

※ 申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

エ 書類選考結果の返信用の定形封筒（長形3号） 1通

※ 必ず宛先を記載のうえ、320円切手（特定記録郵便）を貼付してください。

上記、ア・イ・ウの様式はホームページからダウンロードするか、都島区役所窓口サービス課（保険年金担当）1階8番窓口で受領してください。

8 採用申込書の受付期間等

⑴ 持参する場合

申込期間

令和8年11月13日（金曜日）から 令和8年12月11日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで

⑵ 郵便で送付する場合

申込期間

令和8年12月11日（金曜日）まで（当日必着）

「保険年金担当採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

⑶ 申込受付場所（送付先）

〒534-8501 大阪市都島区中野町2丁目16番20号

大阪市都島区役所窓口サービス課（保険年金担当）都島区役所1階8番窓口

9 その他

⑴ この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

⑵ 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、

個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

⑶　提出書類に不備がある場合は返送することがあります。なお、このために生じた申込の遅延については、一切責任を負いません。

⑷　試験当日、特別な事情もなく集合時間に遅刻した場合は受験をお断りします。

⑸　合格後、受験資格がないこと並びに申し込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

⑹　選考の結果、成績が一定の水準に達しない場合は、採用を見合わせることがあります。

⑺　本案件については、令和９年度の予算発効をもって有効とします。

10　問合せ先

大阪市都島区役所窓口サービス課（保険年金担当）（担当：中道・眞田）

〒534-8501 大阪市都島区中野町２丁目 16 番 20 号

電話：06-6882-9956

応募に当たって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抄）

（倫理原則）

第４条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第８条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

２ 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
・入れ墨の施術を受けないこと